

令和6年度 「世界青年の船」事業 応募要領

「世界青年の船事業」は、1967年に明治百年記念事業の1つとして開始された「青年の船」事業が、1988年に時代の変化に対応した事業内容に変更され「世界青年の船」事業として改組されたものです。世界各地の青年が集い、ディスカッションや文化交流等を通じて、異文化対応力、リーダーシップ力などの向上を図り、社会貢献ができる次世代グローバル・リーダーとなる青年を育成するとともに、グローバルな人的ネットワークの構築を目的として実施するものです。

令和6年度は、令和5年度に引き続き、船で国内航路を周りながら地域の現場に入り、社会課題に係る実践活動を行うプログラムを実施します。

1 参加国【調整中】

アルジェリア、オーストラリア、ブラジル、ジブチ、エジプト、オマーン、パナマ、ペルー、ポーランド、セネガル、スリランカ、スウェーデン及び日本

2 事業の構成及び内容

本事業は、オンライン準備会合、本体プログラム及び日本参加青年に対する研修によって構成されます。

(1) オンライン準備会合【使用言語：英語】

本体プログラムに向けた準備として、本体プログラムの情報提供や、日本参加青年と外国参加青年とで本体プログラムまでに決定すべきことの話合いなどの準備を実施。

(2) 本体プログラム【使用言語：英語】

① 船上活動

ディスカッション活動、文化交流、地域実践活動の準備等を実施。

② 寄港地活動

ア 地域実践活動：地域が現に抱える課題をテーマとして設定し、事前にディスカッションを行ったうえで、地域のNPO等の協力の下、関連施設等の訪問や課題解決に向けた実践的な活動等を実施。

イ 地域訪問活動：表敬訪問、視察、文化体験、地元青年との交流活動等を実施。
(静岡県)

(3) 日本参加青年に対する研修

① 事前研修

事業の趣旨、内容等について理解を深めるために必要な基礎知識や、参加青年としての心構え、リーダーシップスキルやディスカッションの基本情報を習得させるとともに、外国参加青年との交流プログラムに備えるため、英語ディスカッション講座等を実施。

② 事後研修

本事業を振り返り、今後の事後活動（社会貢献活動等）についての展望を明確化するとともに、事業を通じて得た経験や学んだことを集約し共有する。

3 開催日時

(1) 事前研修

令和6年9月11日（水）～15日（日）5日間（都内宿泊施設）

(2) オンライン準備会合

令和6年11月24日（日）、12月7日（土）

※ 参加地域を分けて1回ずつ開催（3時間程度）

※ オンライン準備会合の参加は任意

(3) 本体プログラム

令和7年1月24日（金）～2月20日（木）28日間（都内又は近県の宿泊施設及び船内）

・中央プログラム 令和7年1月24日（金）～28日（火）

・船上プログラム及び寄港地活動 令和7年1月29日（水）～2月20日（木）

※ 上記期間中に、寄港地活動（地域訪問活動：静岡県 2日間程度、地域実践活動：島根県 5日間程度）を実施

(4) 事後研修

令和7年2月21日（金）～22日（土）（都内宿泊施設）

※ 諸般の事情により、日程が変更されることがあります。

4 募集人数

日本参加青年 80名

※ 外国参加青年は12か国各8名、日本・外国で合計176名程度が参加予定

5 応募要件等

- (1) 日本の国籍を有すること。
- (2) 令和6年4月1日現在、18歳以上30歳以下であること。
- (3) 健康で、長期の共同生活・航海に耐えることができること（医療体制及び緊急対策の観点から妊娠している者の本事業への参加は認められない。）。
- (4) 協調性に富み、事業の計画に従って規律ある団体行動ができること。
- (5) 日本の社会、文化等について相当程度の知識を有すること。
- (6) 交流対象国に対して関心と理解があること。
- (7) 本事業における活動（ディスカッション等）を円滑に行うことができる英語力を有すること。
- (8) 事前研修、本体プログラム及び事後研修の全日程に参加できること。
- (9) 事業終了後もその経験をいかして社会貢献活動等を活発に行うことが期待できる

こと。

- (10) 自らの負担でオンライン準備会合等に必要な機材（パソコン、インターネットに接続できる環境等）を準備できること。
- (11) 事業内において、内閣府及び本事業の支援業務を受注した業者が撮影した写真及び動画等について、内閣府及び関係団体の HP、SNS 及びその他広報に用いることに同意すること。
- (12) 新型コロナウイルス感染症やインフルエンザ等の感染症対策について、内閣府が求める必要な対応（マスク着用、手指消毒、検査、隔離措置等）について協力できること。

※日本入国時の検疫措置等が強化された場合には、参加に当たり別途対応を求める可能性があります。

- (13) 本事業を含め、過去に内閣府が主催する青年国際交流事業に参加したことがないこと。

6 修了証の交付

本事業を通じて、異文化対応力、リーダーシップ力などの向上を図り、グローバルな人的ネットワークの構築に貢献したと認められる参加青年に対しては、内閣府から本事業の修了証を交付します。

ただし、参加青年として決定後であっても、事前研修、本体プログラム及び事後研修の全日程に参加しなかった場合など、応募資格の条件に反することが判明した場合や、参加青年として不適当と認められる行為があった場合には交付いたしません。

7 応募方法

内閣府のホームページにある応募方法に従ってご応募ください。

※ <https://www8.cao.go.jp/youth/kouryu/bosyu-2024.html>

※ 参加申込書による書類選考の後ウェブテスト及びオンライン面接による2段階での選考を行います（参加申込書には、学歴、職歴、経験等に加え、1200字以内の応募理由（志望動機）等を記入していただきます。）。

※ 書類選考の合否判定については令和6年4月26日（金）頃までに、応募者全員に対し参加申込書に記載されたE-mailアドレスへ結果を通知します。合格者に対しては、最終選考となるオンライン面接試験（個人面接及び英語グループ面接を5月9日（木）～5月21日（火）の間で実施予定、日時の指定はできません。）を行うための詳細を併せて連絡いたします。

オンライン面接による選考の合否判定については6月上旬頃に面接受験者全員にメールにて結果を通知いたします。

※参加申込書提出の締切：令和6年4月19日（金）12時（正午）

※ 参加申込書はメールによる申請のみの受付となります。郵送による申請は不可となりますのでご注意ください。

8 参加決定条件

事業への参加決定に当たっては、5に記載する応募要件等を満たし、事前研修、本体プログラム、事後研修の全日程に参加することを条件とします。

ただし、参加青年として決定後であっても、事前研修、本体プログラム、事後研修の全日程に参加しなかった場合など応募資格の条件に反することが判明した場合や、参加青年として不適当と認められる行動があった場合には、参加決定を取り消すことがあります。

9 併願について

(1) 併願の条件

内閣府が主催する国際交流事業に最大2事業まで併願することが可能です。併願をする場合には、各事業の選考試験を受ける必要があります。また、参加できる事業は1つの事業のみです。

(2) 提出書類

併願を希望する場合は、応募フォームにてその旨回答の上、参加申込書に応募理由（志望動機）を記入してください。

(3) 受験資格

併願受験者に対して内閣府が合格を出す際は、希望順位に基づき、受験者1名に対して1つの合格事業を決定します。

10 その他

(1) 参加費：25万円程度（見込み） ※振込みによる事前徴収

- ① 事前研修、事後研修に係る宿泊費
- ② 国内旅行保険代
- ③ 傭船料の一部

(2) 上記の参加費の他、以下の経費についても各参加者の負担となります。

- ① 事前研修に参加するための往復の交通費

※ 本体プログラムに集合するための交通費及び事後研修後に帰宅するための交通費は内閣府が負担します。

- ② 事前研修、事後研修に係る食費（実費）
- ③ オンライン準備会合等に必要な通信機器及び通信料
- ④ (1)の国内旅行保険で賄えない治療費及び付随する費用（事前研修期間中における疾病、事故等による治療費等を含む）
- ⑤ 8により本事業に参加する資格を取り消された場合の帰宅に係る費用。ただし、日本参加青年の親族が死亡又は危篤状態になった場合や日本参加青年が本事業への参加を継続できないほどの病気を患った又は怪我を負った場合、その他管理官がやむを得ない帰宅であると認めた場合には、内閣府は、その全部又は一部を負担することができる。

- ⑥ その他、個人用に必要な経費等

(3) 海外から参加する場合は国内交通費のみ支給いたします。

(4) 参加費免除の申請について

独立生計者(※)でない者かつ奨学金受給者、授業料免除者、その他経済的理由により参加費の納付が困難な者は、参加費の免除を申請することができます。書類選考に合格した者のうち、参加費免除の申請を希望する者は必要書類を準備し、内閣府が指定する期日までに内閣府に申請してください（詳細及び申請様式は書類選考合格後、希望する者に送付します）。内閣府で申請書及び必要書類を確認し、選考試験に合格した者のうち、認定された者の参加費を免除することとします。なお、上記(2)については、参加費免除となった場合でも、自己負担となるので注意してください。

(※) 独立生計者とは、以下の項目全てに該当する者を指します。

- ① 所得税法上、父母等の扶養親族でない者
- ② 父母等と別居している者
- ③ 本人（配偶者があるときは、配偶者を含む）に150万円以上の収入があり、その収入について所得申告がなされ、所得証明書が発行される者
- ④ 父母等（配偶者を除く）から経済的な援助を受けていない者

(5) 事後活動について

本事業の応募に当たっては、「事後活動」の重要性についても認識してください。内閣府は、事業実施中の活動だけでなく、事業参加後、事業で得た学びを広く社会に還元することを目的にした事後活動も重視しています。内閣府の青年国際交流事業は歴史が長いため、「日本青年国際交流機構（IYE0）」を中心とした世界的なネットワーク、同窓会組織による事後活動の機会が充実しています。事後活動とは何かを知りたい場合は、内閣府発行の「事後活動ニュース」

(<https://www8.cao.go.jp/youth/kouryu/koho/index.html>) 又は IYE0 ホームページ (<https://www.iyeo.or.jp/about-us/localiyeocontact/>) を御覧ください。

事業に参加した先輩とつながれる連絡先はこちらです。

(各都道府県 IYE0 への連絡先 <https://www.iyeo.or.jp/about-us/localiyeocontact/>)